

“生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち”

を目指して



町田市は、多摩丘陵の連なりと谷戸の織りなす表情豊かな地形を有し、谷地を流れる河川、樹林地、里山、農地などの原風景が多くの市民によって引き継がれ、豊かな自然環境を残しています。

一方、それぞれの地域の成り立ちに応じたまち並みや、「商都まちだ」を特徴づける町田駅周辺のにぎわいなど、さまざまな特徴を持っています。

この町田市の豊かな景観を守り、育てることにより、親しみとやすらぎと愛着のあるまちにしてい くためには、市の景観づくりの方向性を明確にし、それぞれの地域と身近に関わる市民の皆様とともに景観づくりに取り組んでいくことが必要です。

市では、2006年から、「町田市景観まちづくり講座」をはじめ、「景観市民調査会」、「町田市景観懇談会」、「町田市の景観に関する市民意識調査」、「町田市景観色彩ワークショップ」、「町田市景観審議会」等の取り組みを通して、多くの皆様から貴重なご意見をいただきました。

このたび、景観法（平成16年法律第110号）及び町田市景観条例（平成21年6月26日町田市条例第23号）に基づく計画として「町田市景観計画」を策定いたしました。

今後、市民、事業者の皆様との協働により、“生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち”の実現を目指し、景観施策に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご協力いただきました多くの皆様にご心よりお礼を申し上げます。

2009年（平成21年）12月
町田市長 石 阪 丈 一

～ 目 次 ～

序 章	良好な町田市の景観づくりを目指して	2
第1章	町田市の景観の特徴.....	5
第2章	町田市の景観づくりの基本的な方針.....	6
第3章	地域別の景観づくりの方針.....	7
第4章	届出制度による景観づくり.....	9
第5章	景観法に基づくその他の方針等.....	14
第6章	計画の推進・管理.....	17

序章 良好な町田市の景観づくりを目指して

景観とは

「景観」とは、普段目にしている「風景」や「景色」を人々がどのように認識しているかを表す言葉です。景観は、見た目の「美しさ」だけではなく、そのまちの表情や個性といった「健康の度合い」を表し、五感で感じるさまざまな感覚や、地域の文化、風土とも深く関わっています。

町田市の景観づくり

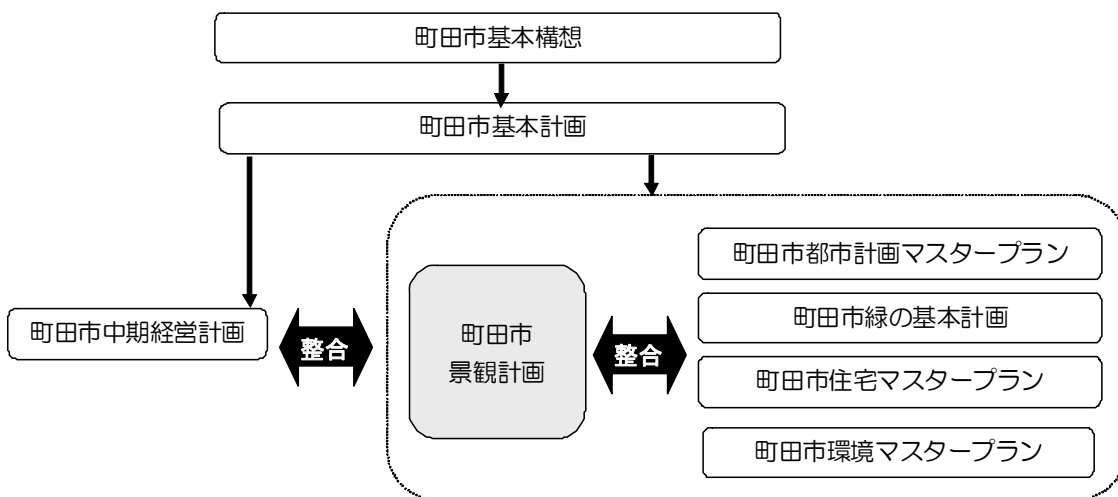
町田市の景観は、それぞれの地域の多くの人々によって日々の生活と共に守られ、育まれてきました。これからも地域で長い間守られてきた魅力的な景観を、地域で共有し、守り育てていくとともに、新たにつくられるものについては、その地域の資源や特徴に配慮して景観づくりを進めていくことが重要であると考えます。

景観づくりは、そうした地域への配慮の積み重ねによって、地域の魅力を高めていくことであると考えます。だれもがそれぞれの地域の景観に愛着を持ち、魅力的な景観を地域の共通の財産として次世代に引き継いでいくことを目指し、景観づくりに取り組みます。

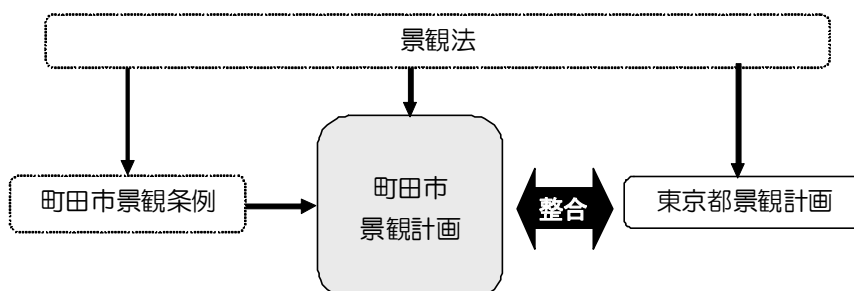
計画の位置づけ

本計画は、町田市基本構想・基本計画を実現するための計画として、町田市中長期経営計画や、町田市の都市計画における基本的な方針（都市計画法第18条の2「市町村の都市計画に関する基本的な方針（町田市都市計画マスタープラン）」）及びその他の関連計画との整合を図ります。

■市の計画の体系図



■景観法、町田市景観条例、東京都景観計画との関係



計画の期間

本計画が想定する目標の時期は、おおむね2030年とします。その後も、社会状況等をふまえて見直しを図りながら、引き続き計画を運用していきます。なお、景観づくりの実践施策については、おおむね5年ごとを目安に、進捗状況の確認を行い、必要に応じた見直しを図っていきます。

計画の対象区域

市では、景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）として市内全域を対象範囲と定めます。

景観づくりへの取り組みの基本姿勢

市では、以下の7点を取り組みの基本姿勢とします。

市民・事業者・行政の協働により景観づくりに取り組む

将来像を見据えた次世代へつなげる景観づくりを目指す

地域の自然や文化・歴史を尊重し個性を生かした景観づくりを進める

市民が主役となって景観づくりに取り組む（協働の取り組みにおける市民の役割）

事業者は地域の景観づくりに貢献する（協働の取り組みにおける事業者の役割）

行政は率先して景観づくりを実践する（協働の取り組みにおける行政の役割）

景観づくりの高まりとともに成長・充実する計画とする

序章 良好な町田市の景観づくりを目指して

はじめに

- 1 計画策定の背景と必要性 2 計画の位置づけ 3 計画の期間
- 4 計画の対象区域 [法 第8条 第2項 第1号](#) 5 町田市の現状と動向 6 景観づくりの基本的な視点
- 7 取り組みの基本姿勢 8 計画の全体構成 9 景観づくりの進め方

第1章 町田市の景観の特徴

- 1 町田市の特徴的な景観の要素
 - (1) 自然景観 (2) まち並み景観 (3) 文化的・歴史的景観 (4) 生活・活動の景観

第2章 町田市の景観づくりの基本的な方針

- 1 基本理念 **「生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち」～人と風景が共に育つ景観づくり～**
- 2・3 基本目標・重点目標・個別目標（※ 本資料では、重点目標・個別目標の記載は省略しています。）
 - 基本目標Ⅰ 自然の風景を守り育てる
 - 基本目標Ⅱ だれもかやすらぎ、誇れるまち並みをつくる
 - 基本目標Ⅲ 先人が築いた文化・歴史を受け継ぐ
 - 基本目標Ⅳ 次世代に向けてだれもか愛着と誇りをもてるまちをめざす

第3章 地域別の景観づくりの方針

- 1 相原・小山地域 2 小山田・小野窪各地域 3 鶴川地域 4 忠生地域
- 5 玉川学園地域 6 原町田地域 7 成瀬地域 8 南町田地域

第4章 届出制度による景観づくり [法 第8条 第2項 第2号第3号](#)

- 1 届出制度による景観づくり
- 2 景観研成ゾーン (1) 丘陵地ゾーン (2) 住まい共生ゾーン (3) にぎわいゾーン
- 3 景観研成誘導地区 (1) 小野窪沿道通り景観研成誘導地区 (2) 町田駅前沿道通り景観研成誘導地区 (3) 多摩境通り景観研成誘導地区
- 4 建築物等における色彩の基準

第5章 景観法に基づくその他の方針等

- 1 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 [法 第8条 第2項 第5号](#)
- 2 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針 [法 第8条 第2項 第4号](#)
- 3 景観重要公共施設 [法 第8条 第2項 第5号](#)

第6章 計画の推進・管理

- 1 各主体との協働の体制づくり
- 2 具体的な景観づくりの実践
- 3 計画の定期的な評価・見直し

第1章 町田市の景観の特徴

町田市の特徴的な景観の要素

市の景観の特徴について、「自然景観」、「まち並み景観」、「文化的・歴史的景観」、「生活・活動の景観」の4つの要素ごとに整理しています。

(1) 自然景観

山地、丘陵地、台地、低地のそれぞれで特徴のある景観が見られ、様々な眺望を楽しむこともできます。また、農や緑の景観、河川や水辺の景観も随所に見られます。



(2) まち並み景観

住宅都市の性格をもちながらも、多様な商業施設などが集積する駅の周辺等、日常生活と密接に関わる様々な景観が見られます。



(3) 文化的・歴史的景観

旧石器時代の遺跡から街道沿いの旧家のたたずまいに至るまで、様々な景観が見られます。



(4) 生活・活動の景観

季節ごとに咲く花を身近に楽しめる場所があり、各地域で様々な催し物や、景観づくりに関する取り組みが行われています。



第2章 町田市の景観づくりの基本的な方針

基本理念

市の景観の特徴となっている、「自然景観」、「まち並み景観」、「文化的・歴史的景観」、「生活・活動の景観」は、どれも市民の生活と深い関わりを持ちながら培われ、人々と共に育まれてきた「生活風景」です。

市では、そうした「生活風景」を市民が主役となって守り、つくり、育てていくことにより、市民だけではなく、町田市に関わりをもつ人、町田市を訪れる人も含めて、

“生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち” を目指した景観づくりに努めます。

基本目標

第1章で整理した市の特徴的な景観の要素である「自然景観」、「まち並み景観」、「文化的・歴史的景観」、「生活・活動の景観」を踏まえて、4つの基本目標を設定し、それぞれの視点から多面的に景観づくりに取り組み、基本理念である「生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち」の実現を目指します。

基本目標Ⅰ（自然景観）

自然の風景を守り育てる

起伏に富んだ地形、豊かな農や緑、河川や水辺空間など、自然の風景を大切に守り育てていきます。

基本目標Ⅱ（まち並み景観）

だれもがやすらぎ、誇れるまち並みをつくる

それぞれの地域の成り立ちに密接に関わりながらつくられてきた住宅地や、駅周辺のにぎわい、沿道の景観など、生活の舞台となるまち並みに、やすらぎや誇りを感じられる景観づくりを行っていきます。

生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち

基本目標Ⅲ（文化的・歴史的景観）

先人が築いた文化・歴史を受け継ぐ

地域の文化や歴史を物語る景観を継承し、地域の景観づくりに生かしていきます。

基本目標Ⅳ（生活・活動の景観）

次世代に向けてだれもが愛着と誇りをもてるまちを目指す

次世代に向けて、住む人、働く人、訪れる人のだれもが、愛着と誇りを持てるような“まちだの景観”を目指します。

第3章 地域別の景観づくりの方針

地域分類と構成、地域別の景観づくりの方針について

それぞれの地域で具体的に景観づくりを進めるにあたり、市内を町田市都市計画マスタープランに基づく8つの地域に分け、景観づくりのテーマ、景観づくりの作法、地域景観要素図を整理しています。

地域別の景観づくりの方針^{※1}は、市民が地域の景観を理解するための素材になるとともに、市民一人ひとりが、地域の個性を生かしながら景観づくりを進めるための考え方や、具体的な建築行為などの際に手がかりとなる内容を整理しているものです。

ここでは、主に景観づくりのテーマについて示します。

■地域別の景観づくりの方針

①景観づくりのテーマ

- ・地域の景観づくりの大きなテーマを示しています。

②景観づくりの作法

- ・具体的に景観づくりに取り組む際に、地域の景観の特徴を理解し、市民一人ひとりが地域の景観の特徴を生かして景観づくりに取り組む考え方を、「地形」「農や緑」「まち並み」「河川・水辺」「沿道」「にぎわい」「歴史・文化」の7つの項目で整理しています。
- ・届出が必要となる一定規模以上の行為だけではなく、戸建て住宅を建てる場合などにも参考となるよう、「配慮のポイント」や「配慮が求められる場所や景観の要素」などを整理しています。

③地域景観要素図

- ・地域の個性を生かした景観づくりを進めるために、重要な手がかりとなる基礎的な景観要素（歴史的建造物や文化財、史跡、緑の拠点となる公園、都市計画法等に基づく地区計画や建築協定、建築協約の区域など）を地図に示しています。



^{※1}地域別の景観づくりの方針：地域の景観の特徴や課題、景観資源などは、景観計画の策定の過程で行われた「景観市民調査会」の意見や提案等を参考に整理しています。今後も、見直しの機会にあわせて、充実を図ります。

	地域区分	景観づくりのテーマ
相原・ 小山地域	相原町、小山町、小山ヶ丘	1) 水と緑に恵まれた自然環境に調和した景観づくり 2) 地域生活の中心となる駅周辺の秩序ある景観づくり
小山田・ 小野路地域	上小山田町、下小山田町、小野路町、 函館町、野津田町、真光寺町、真光寺	1) 水と緑豊かな自然環境に配慮した谷戸山景観の維持保全 2) 地域の歴史・文化資源を生かした魅力あふれる景観づくり
鶴川地域	鶴川、三輪町、大蔵町、三輪緑山、 能ヶ谷町、広袴町、広袴、金井、 薬師台、金井町の一部	1) 尾根の緑に包まれた住宅地の景観づくり 2) 鶴川駅周辺の秩序ある景観づくり
忠生地域	忠生、山崎町、木曾町、根岸町、 矢部町、常盤町、小山田桜台、木曾西、 木曾東、本町田の一部、森野の一部	1) それぞれの住宅地の特徴を生かした緑豊かなまち並みづくり 2) 尾根緑道や河川などの水と緑豊かな環境を重視したうるおいのある景観づくり
玉川学園地域	玉川学園、南大谷、東玉川学園、 本町田の一部、金井町の一部	1) まちの成り立ちを尊重した風格のあるまち並みづくり 2) 地域生活の中心となる学園都市にふさわしい駅前の景観づくり
原町田地域	中町、原町田、旭町、金森1丁目、 本町田の一部、森野の一部	1) 活気とふれあいのある中心市街地の景観づくり 2) 街道の歴史的な資源などを生かした快適で魅力的なまち並み景観づくり
成瀬地域	成瀬、高ヶ坂、南成瀬、成瀬が丘、 成瀬台	1) 緑豊かで落ち着いたある住宅地の景観づくり 2) 住宅地に配慮した秩序ある駅周辺や街道沿いの景観づくり
南町田地域	つくし野、南つくし野、鶴間、小川、 金森（金森1丁目を除く）	1) 自然や住宅地の多様な特性に応じたまち並みづくり 2) 市南部の玄関口にふさわしい景観づくり

第4章 届出制度による景観づくり

届出制度による景観づくり

【関連】景観法 第8条 第2項 第2号、第3号

市内全域において、一定の規模以上の建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為等を行う場合には、景観法に基づく届出^{※1}（通知^{※2}）が必要になります。

なお、届出対象規模は、各景観形成ゾーン、景観形成誘導地区ごとに異なります。

■届出（通知）を要する行為

地区区分 届出対象行為の種類		景観形成ゾーン			景観形成誘導地区		
		丘陵地	住まい共生	にぎわい	小野路沿道通り	町田駅前通り	多摩境通り
建築物の建築等 ^{※3}		次のいずれかに該当するもの (景観形成誘導地区内を除く) ア. 高さ $\geq 10\text{m}$ イ. 集合住宅で戸数が9戸以上のもの ウ. 延べ面積 $\geq 1,000\text{m}^2$			延べ面積 $> 10\text{m}^2$		次のいずれかに該当するもの ア. 高さ $\geq 10\text{m}$ イ. 集合住宅で戸数が9戸以上のもの ウ. 延べ面積 $\geq 1,000\text{m}^2$
工 作 物 の 建 設 等 ^{※4}	煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの ^{※5}	高さ $\geq 10\text{m}$			高さ $> 1.5\text{m}$		高さ $\geq 10\text{m}$
	昇降機、ウォーターシャフト、コースターその他これらに類するもの (回転運動をする遊戯施設を含む)						
	製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車庫(建築物であるものを除く)その他これらに類するもの						
	墓園その他これに類するもの	区域面積 $\geq 3,000\text{m}^2$			区域面積 $\geq 500\text{m}^2$		区域面積 $\geq 3,000\text{m}^2$
	橋梁	—			水路に架かるもの		—
開発行為		区域面積 $\geq 1,000\text{m}^2$			区域面積 $\geq 500\text{m}^2$		区域面積 $\geq 1,000\text{m}^2$
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更		造成面積 $\geq 1,000\text{m}^2$			造成面積 $\geq 500\text{m}^2$		造成面積 $\geq 1,000\text{m}^2$
屋外における土石・廃棄物・再生資源・その他の物件のた積み		造成面積 $\geq 1,000\text{m}^2$			た積み期間 > 90 日かつ た積み高さ $> 1.5\text{m}$		造成面積 $\geq 1,000\text{m}^2$
水面の埋立て		造成面積 $\geq 1,000\text{m}^2$			—		造成面積 $\geq 1,000\text{m}^2$

※1 景観法第16条第1項に基づく届出

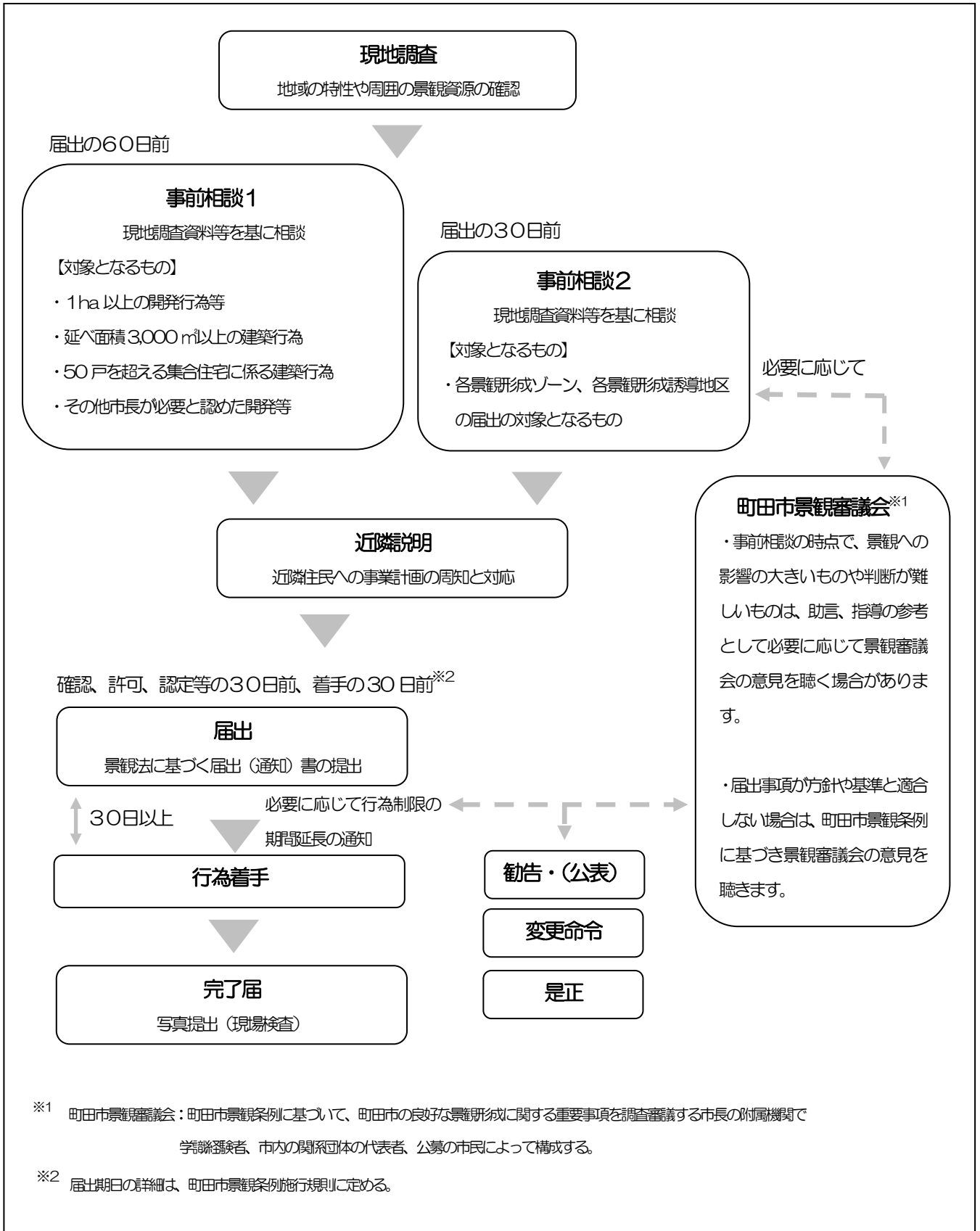
※2 景観法第16条第5項に基づく通知

※3 建築物の新築、増築、改築若しくは移築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

※4 工作物の新設、増築、改築若しくは移築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

※5 架空電線沿道並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信用のもの(擁壁を含む)並びに電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

■事前相談・届出（通知）の流れ



第4章 届出制度による景観づくり

景観形成ゾーン、景観形成誘導地区ごとに、目標、方針、行為の制限に関する事項^{※1}（届出対象行為、景観形成基準）等を定めます。

ここでは、各ゾーン、各誘導地区の考え方を示します。

景観形成ゾーン

市の景観の主な特徴である、丘陵や谷戸の織り成す緑豊かな景観、個性豊かな低層住宅街や中高層住宅団地の景観、町田駅周辺の活気あふれる景観を生かし、町田らしい景観形成を図るため、それぞれの特徴に合わせて3つの景観形成ゾーンを定め、特性に応じた広域的な景観形成の推進を図ります。

景観形成ゾーン	<ul style="list-style-type: none">・丘陵地ゾーン 丘陵の稜線及び谷戸の風景に配慮した景観の形成を目指す。・住まい共生ゾーン 個性豊かな住宅地等の風景及び身近な自然に配慮した景観の形成を目指す。・にぎわいゾーン 町田駅周辺を中心とした、活気あふれる環境づくり及び交流拠点としての充実を目指す。
---------	--

景観形成誘導地区

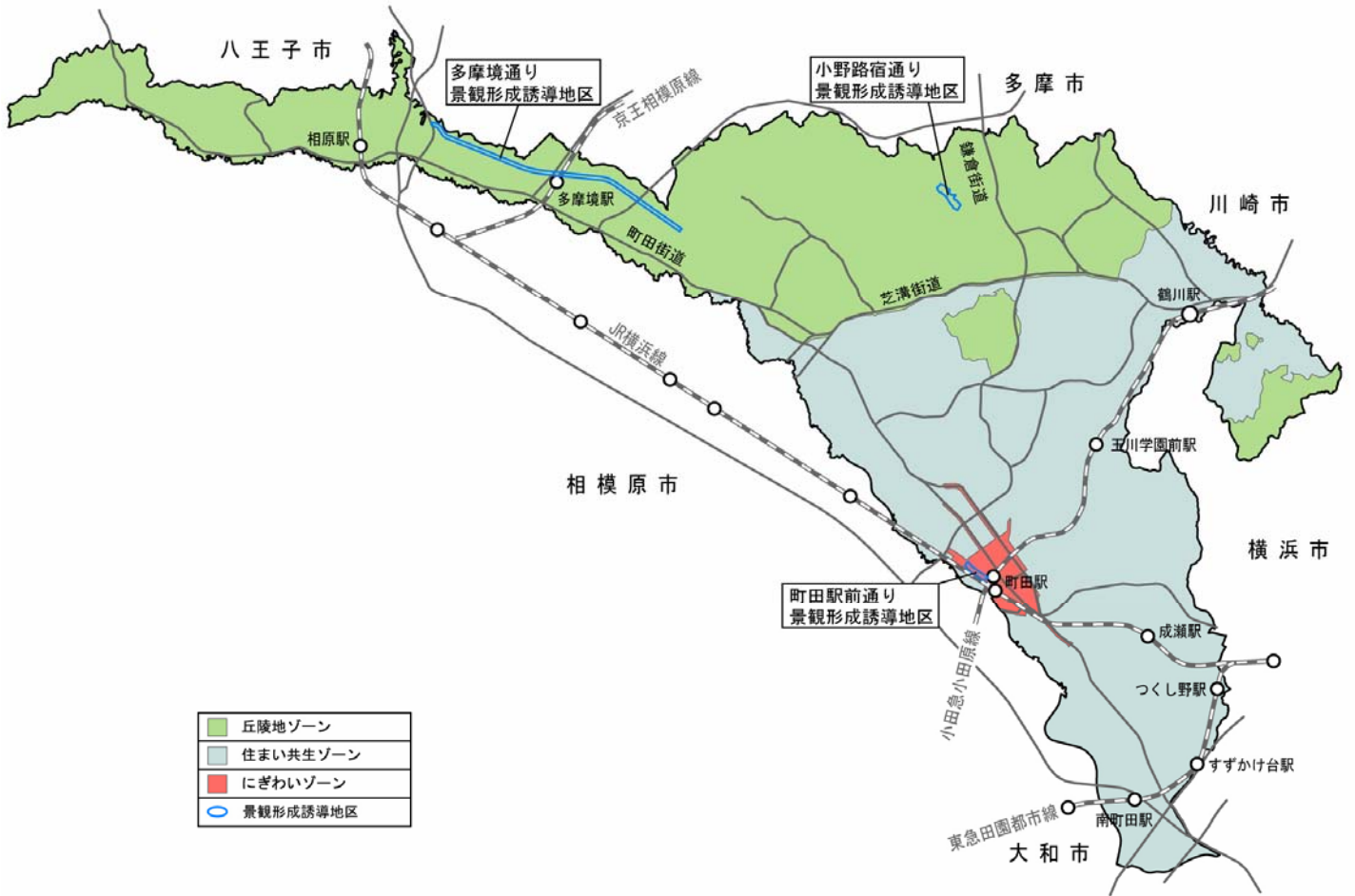
市内には、歴史的な資源の残る地区、豊かな自然の残る地区、地域の特性を生かしたまち並みが形成されている地区などが多くあります。また、新たな景観を創出すべき地区も挙げられます。それらの地区の特性を生かし、積極的な景観形成を図るために、景観形成誘導地区を指定し、地区の特性に応じたきめ細かな誘導を図ります。

景観形成誘導地区は、景観形成ゾーンにおける方針や景観形成基準を踏まえた上で、下記に示す地区の他、地区住民の提案等により、順次追加指定を行っていきます。

景観形成誘導地区と景観形成ゾーンが重なる場合は、景観形成誘導地区の方針や基準を優先し、景観形成ゾーンに基づく届出（通知）は不要とします。

景観形成誘導地区	<ul style="list-style-type: none">・小野路宿通り景観形成誘導地区 鎌倉時代から江戸時代にかけて、宿通りとして栄えた当時の面影を残す地区の特性を生かし、景観づくりに取り組む地区・町田駅宿心通り景観形成誘導地区 新庁舎の建設をきっかけとし、駅から新庁舎をつなぐ通りとして、緑豊かで暖かみのある連続した景観創出を図る地区・多摩境通り景観形成誘導地区 丘陵地ゾーン内において、市街地景観を形成し、異なる特性を持つ通りとして、通りの特性に合わせ、通り沿いの景観誘導を図る地区
----------	---

※1 景観法第8条第2項第3号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項



▲景観形成ゾーン及び景観形成誘導地区図



第4章 届出制度による景観づくり

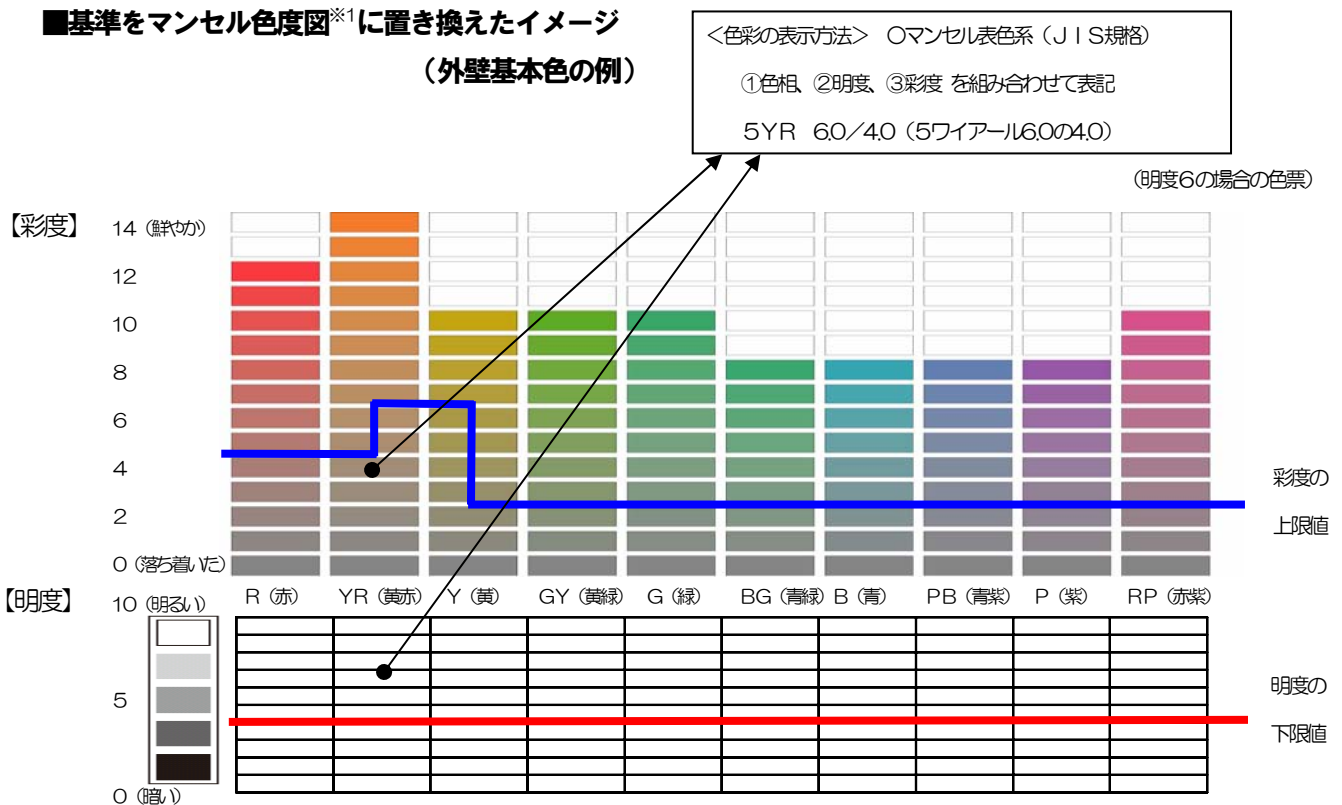
建築物等における色彩の基準の考え方

■町田市の特徴と色彩基準の考え方

市内の建築物等の色彩調査を実施した結果、町田市色彩景観は、暖かみがあり、明るく落ち着いた外壁の色彩や、明るさや鮮やかさを抑えた屋根の色彩が特徴となっています。緑豊かな町田市の特徴を生かし、緑の葉の鮮やかさ（彩度6程度）より落ち着いた色を基調とし、緑と調和し、草花や空の色の映えるまち並みを形成します。

- ① 原色に近い鮮やかな色彩は避け、空や樹木の緑、土や石などの自然の色と馴染みやすい、暖かみのある落ち着いた色彩を基本とします。
- ② 地域の景観特性を踏まえ、良好なまち並みを維持するとともに、地域の特性に応じた色彩の誘導を図ります。

■基準をマンセル色度図※1に置き換えたイメージ (外壁基本色の例)



注) 表現されている色は色彩をイメージしやすくするために表示しているもので、正確なものではありません。

※1 マンセル色度図：色相、明度、彩度による三次元立体によって表される色の分布を、二次元平面に置き換えて座標化したもの。二次元表現では、〈色相—明度〉と〈色相—彩度〉の二つの図からなり、2つの点で一つの色彩を表す。

第5章 景観法に基づくその他の方針等

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項^{※1}

【関連】景観法 第8条 第2項 第5号 イ

市内全域の共通事項として以下の通り定めます。また、景観形成ゾーン、景観形成誘導地区ごとに屋外広告物に関する方針を定め、建築物等と一体的な景観誘導を図ります。

共通事項

- a. 屋外広告物は、屋外広告物条例に基づく許可が必要なものはもとより、自家用及び公共広告物などを含め、規模、位置、色彩等のデザインなどが、地域特性を踏まえた良好な景観の形成に寄与するような表示・掲出とする。
- b. 大規模な緑地や、公園・緑地等の周辺では、緑や地形など地域の景観をつくる背景、建築物や並木など景観を構成する要素との調和に十分配慮し、屋外広告物を表示・掲出する。
- c. 歴史的な景観資源の周辺では、歴史的・文化的な面影や雰囲気を残すまち並みなどに配慮して、屋外広告物を表示・掲出する。
- d. 大規模な建築物や、高層の建築物における屋外広告物は、景観に対する影響が広範囲に及ぶ場合があることから、表示の位置や規模等について、十分配慮する。
- e. 主要な幹線道路や地域の特徴となる通りにおいては、道路修景や地域のまちづくりの機会などを捉えて、屋外広告物の表示に関する地域ルールを定めるなど、風格のある景観形成や、地域の魅力を生かした特色ある景観形成を進めていく。
- f. 豊かな自然資源が残る地域では、街道沿いや公園、緑地等の施設周辺に、景観を阻害する野立て看板等が点在することのないよう、案内広告の集約化を図るとともに、色彩等のデザインを自然環境と調和したものとする。
- g. 地域の活性化やにぎわい創出は、大規模で過剰な広告物の掲出ではなく、美しく落ち着いた景観の形成を始めとする地域の魅力向上が重要であるという視点に立って、地域振興やまちづくりを進めていく。
- h. 地域特性を踏まえた、統一感のある広告物は、まち並みの個性や魅力を高め、観光振興にも効果があることから、広告物の地域ルールを活用した景観形成を積極的に進めていく。

^{※1} 景観法第8条第2項第5号イに規定する、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

第5章 景観法に基づくその他の方針等

景観重要建造物^{※1}・景観重要樹木^{※2}の指定の方針^{※3}

【関連】景観法 第8条 第2項 第4号、第19条 第1項、第28条 第1項

景観重要建造物及び樹木については、地域景観資源（第6章 計画の推進・管理を参照）に登録されたもののうち指定することが望ましいもの、または所有者が指定を希望するもののうち一定の要件を満たすものを指定していきます。

指定に際しては所有者の意見を聞いた上で、町田市景観審議会の審議を経て、指定します。

<登録の要件>

- 周辺地域の景観を特徴づけ、地域のシンボルとなっているもの、または将来的になる可能性のあるもの
- 適切な保全育成が期待できるもの
- 道路その他公共の場所から容易に見ることができるもの
- 公益上支障がないもの
- 所有者の同意、近隣の概ねの理解が得られるもの

景観重要公共施設^{※4}

【関連】景観法 第8条 第2項 第5号 口

景観計画区域内にある道路や河川、公園等の公共施設のうち、多くの市民に親しまれ、町田市の景観づくりにおいて特に重要な施設を、景観重要公共施設として位置づけます。

景観重要公共施設に位置づけたものは、景観重要公共施設の整備に関する事項^{※5}を定め、地域の街づくり活動やその他の市民活動、沿道の景観づくりの誘導などと連携して良好な景観の形成を図ります。

以下の考え方に沿って、景観重要公共施設を定めます。

※1 景観法第19条第1項に規定する景観行政団体の長が指定することのできる良好な景観の形成に重要な建造物（文化的な価値を問わず、公の場から見ることのできる景観上重要なもの。外観の変更等を行う場合は、景観行政団体の長の許可が必要になる。）

※2 景観法第28条第1項に規定する景観行政団体の長が指定することのできる良好な景観の形成に重要な樹木

※3 景観法第8条第2項第4号に規定する景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

※4 景観法第8条第2項第5号口に規定する良好な景観の形成に重要な公共施設

※5 景観法第8条第2項第5号口に規定する景観重要公共施設の整備に関する事項

<景観重要公共施設に位置づける公共施設についての考え方>

- (1) 景観形成誘導地区内にあり、地区の景観づくりに不可欠な公共施設
- (2) 地域景観資源に登録されたもので、良好な景観づくりに不可欠な公共施設
- (3) 町田市の代表的な眺望を有する場所
- (4) 町田市の景観づくりにおいて重要な公園、道路、河川

景観重要公共施設として位置づける施設

		
<p>薬師池公園</p>	<p>小野路宿通り(都道156号線の一部)</p>	<p>町田駅前通り(町3・4・39号線)の一部 (町田駅前通りの町田バスセンターから森野交番前交差点まで)</p>
<p>薬師池公園を基点とし、周囲の風致地区や七国山との一体的な景観の維持と創出を目指します。</p>	<p>沿道の景観づくりの取り組みを尊重し、地域の伝統的なまち並みと調和した、一体的な景観づくりを図ります。</p>	<p>道路の整備や維持管理にあたっては、魅力的な景観づくりに配慮し、沿道の景観誘導と合わせ、魅力ある景観の創出に取り組みます。</p>

第6章 計画の推進・管理

魅力のある景観づくりのためには、市民、事業者、行政がともに理解・協力することが不可欠であり、一歩ずつ着実に景観づくりを進めていくことが重要です。

市民が主役の景観づくり

市民が主役となって景観づくりを進めるきっかけとして、生活風景宣言や地域景観資源を登録する制度を設けます。また、市民が自主的に景観づくりを考える環境を整えるなど、取り組みに応じた支援の充実を図ります。

生活風景宣言の活動例

近隣の住民のみなさんで協力して行う、生活風景の魅力の向上のための継続的な取り組みを登録していきます。

登録の例

みんなで生け垣を維持します 通りを花でいっぱいにします 樹木を連続させます 建物の色調を合わせます

市民提案による地域のルールづくり

景観形成誘導地区の指定に向けた市民の取り組みを支援し、景観協定、景観地区など、より詳細なルールづくりの策定につなげていきます。

景観形成誘導地区の指定へ

ステップ6 地区住民が協力して街づくりを実現

ステップ5 街づくりプランの決定

ステップ4 街づくりプラン案をつくる

ステップ3 調査や学習を通じ街の将来を考える

ステップ2 住民どうして話し合う

ステップ1 街づくりをはじめ

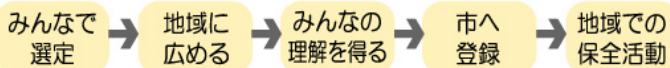


「町田市住みよい街づくり条例」を活用し、活動に対する支援を行っています。

地域景観資源の登録

地域の人々に親しまれ、景観づくりの重要な要素となっている資源を登録し、市民に広く紹介していきます。

登録のステップ



▲ 景観市民調査会で残したい景観としてあげられていた例

行政が先導する景観づくり

町田市は、景観づくりをリードしていきます。庁内の関係する部署同士で連携・調整を図りながら、景観づくりに関する施策や事業を進めます。

景観協議会の活用

通り沿い、駅周辺、河川沿い等の景観の在り方について協議する場を設け、積極的に景観形成を図ります。

他の施策・事業と連携した総合的な景観づくりの推進



主な施策と事業は…

公園緑地整備 無電柱化推進 中心市街地活性化 アダプト・ア・ロード事業※

※ アダプト・ア・ロード事業は、市が管理する道路用地などの公共財産を市民団体の皆さんの手でより良い空間にしようとする制度です。

公共事業景観形成指針



以下を対象とする指針の策定を予定しています。

○公共建築物
○道路 ○道路上の街路灯 ○ガードレール
○植栽 ○河川 ○フェンス ○公園
○その他の工作物

町田市では、各主体が景観づくりに取り組むことができるように、多様な制度や仕組みを用意し、協働して景観づくりを進めていきます。

事業者との協働による景観づくり

事業者が、地域の景観づくりに貢献できるよう協働による景観づくりを進めます。

ガイドラインに基づいた景観づくり

今後、以下のガイドラインの策定・検討を行い、より良い景観づくりを進めていきます。

- 色彩ガイドライン
- 建築（まち並み）デザインガイドライン
- 屋外広告物に関するガイドライン など



事業者提案によるルールづくり（景観協定の締結；景観法第81条）

新しく開発される住宅地であらかじめルールを定めることにより、市と景観協定を締結し、良好な景観づくりを推進します。



仕組みづくり・活躍の舞台づくり

- 町田市景観審議会の設置（町田市景観条例第31条）
- 景観賞等の創設（町田市景観条例第38条）
- 景観づくりセミナーの開催
- 景観整備機構の活用（景観法第92条）
- 街づくりフォーラムの充実
- ワークショップ等の取り組み
- 町田市住みよい街づくり条例の充実 など

景観社会実験の実施

以下のような社会実験の実施を検討していきます。事業者等の協力のもとで行っていきます。

- 通り沿いのオープンカフェ
- 照明実験 など

景観づくりの高まりとともに成長・充実する計画とします（計画の定期的な評価・見直し）

本計画を効果的・効率的に推進するため、本計画に示した景観づくりの実践施策については、その進捗状況や目標の達成度などを定期的（5年に1回程度）に評価・検証し、必要に応じて見直しを行っていきます。そして、このような取り組みにより、計画を成長・充実させていきます。



成果指標（全体指標）	現状値	目標値
日頃の生活の中で景観を意識する市民の割合	91.1%	95%
町田市全域の景観について「非常に良い」「良い」と感じる市民の割合	29.6%	50%
町田市内で魅力を感じる景観があると答える市民の割合	61.2%	70%